

いじめ防止基本方針



令和元年 11月 27日 改正・施行

沖縄県立向陽高等学校

向陽高等学校「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域住民その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見・対処及び再発防止のため対策を総合的かつ効果的に推進することを旨として、ここに本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止基本方針制定の意義

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

基本方針を定める意義としては、

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込みず、組織として一貫した対応を行う。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ③ 加害者への成長支援の観点から、いじめの加害者への支援につなげる。

の3点を意義として基本方針を定める。

(2) いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。よって、いじめの防止等対策は以下の理念を下におこなうものとする。

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携の下、いじめの問題を克服すること目指す。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と**一定**の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（**インターネットを通じて行われるもの**を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の**苦痛**を感じているものをいう。《いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)》

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※「一定の人的関係」の「一定」とは「顔見知り」ということ。

3. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがある。従って本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われる**いじめを認識しながら放置する**ことがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

- (1) いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そのため、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (4) いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- (5) いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- (6) いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

4. いじめのない学校づくり

- (1) 基本人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる人間を育成する。
- (2) 人権教育を充実させて、自分を大切にして他者を思いやる心を育て、いじめ・暴力のない学校をつくる。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。

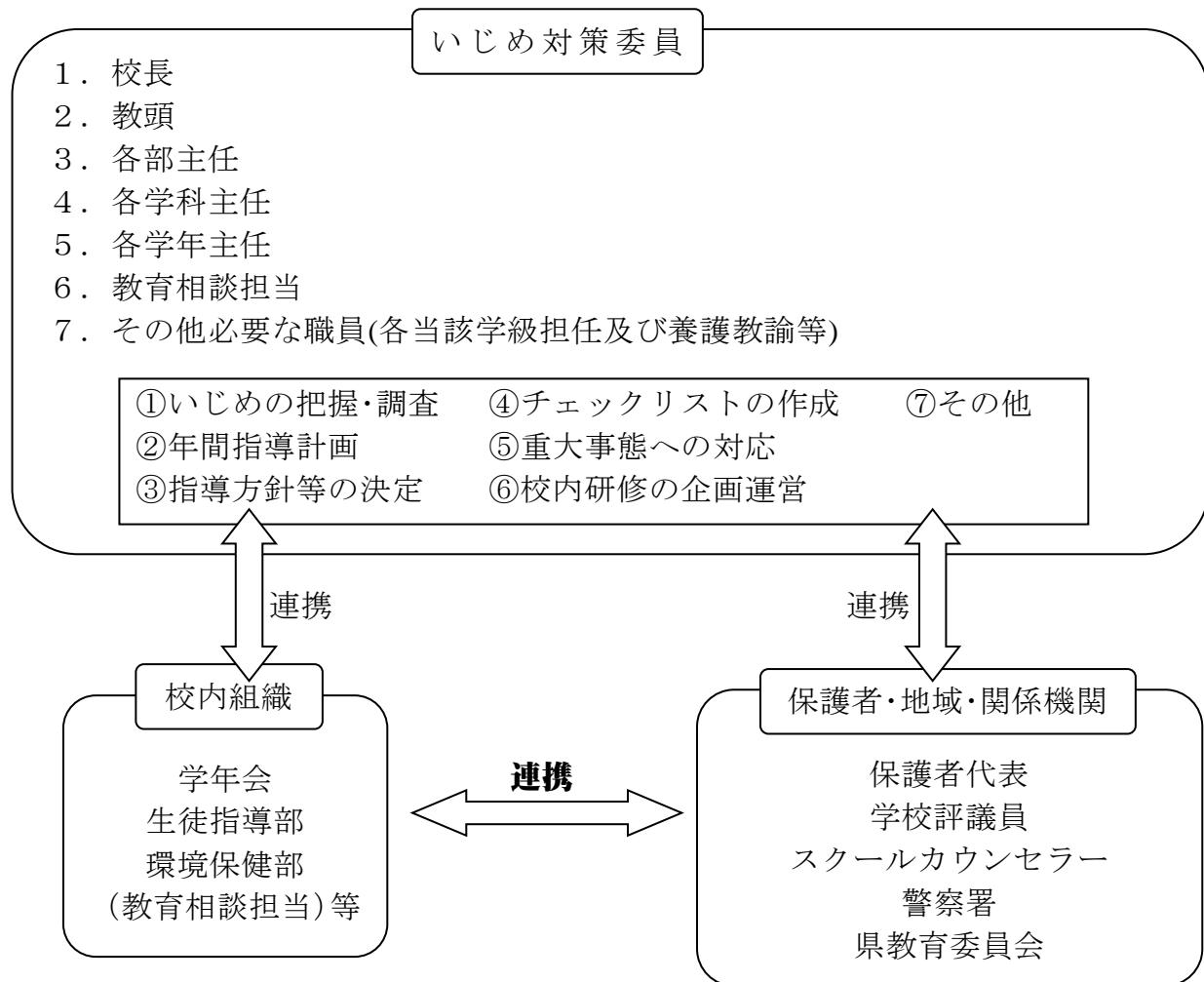
5. いじめ問題に取り組む指導体制

いじめ対策委員会

- (1) 校内委員会：校長、教頭、事務長、各部主任、各学科主任、各学年主任、

教育相談担当、その他必要な職員（各当該学級担任及び養護教諭等）
※事案に応じて柔軟に編成する。

（2）外部委員会：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー



6. 「いじめ防止」について

（1）学級経営の充実（学級担任）

- 居心地の良い学級を作る。
- 生徒への共感的態度により教師と生徒の信頼関係を築く。
- 基本的生活習慣を確立するための指導を行う。
- 学校や学級の決まりを守れる生徒を育成する継続的な指導を行う。

（2）授業中における生徒指導の充実（教科担任）

- 「わかる授業」「魅力ある授業」を目指し生徒達の学習保障を行う。
- 「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業を行う。
- 授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせる。

（3）学校行事や生徒会活動を通した倫理観や道徳観の育成（特別活動）

- 生徒達が主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
- 部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育

てる。

○エイズ講話、人権講話、情報モラル講話を通し、人権についての意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携強化

○PTA 執行部会や保護者会、学校評議員会、学校保健委員会等において、いじめの実態や現状等について情報の発信や収集を行う。

○学校便り等を通して、各家庭への情報発信を行う。

7. 「いじめの早期発見」について

(1) 教職員による観察や情報交換

○日頃のホームルーム活動や授業、部活動において生徒の様子を観察する。

○生徒のわずかな変化を見逃さず、気づきがあれば直ちに情報交換を行う。

○生徒から得た緊急を要する情報は、関係職員と共有する。

○教師用「いじめ早期発見チェックリスト」を活用する。（別紙資料①）

(2) 教育相談体制の整備

○いじめに関するアンケートを年に3回実施する。（別紙資料③）

○教育相談室や保健室でのカウンセリング体制を整備する。

○生徒・保護者に校内外の相談体制を周知しておく。

8. 「いじめに対する措置」について

関係する生徒・保護者への対応

(1) いじめを受けている生徒に対して

○つらさや悔しさを十分に受け止め適切な心理的ケアを行う。

○具体的な支援内容を示し、安心感を与える。

(2) いじめを受けている生徒の保護者に対して

○いじめの事実を正確に伝える。

○いじめを受けている生徒を絶対に守るという姿勢を示す。

○家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(3) いじめている生徒に対して

○教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。

○いじめを行った背景や理由とともに不満・不安等の訴えを十分に聴く。

○心理的ケアを行いながら、いじめは決して許される行為ではないことを粘り強く指導する。

(4) いじめている生徒の保護者に対して

○いじめの事実を正確に伝える。

○保護者の心情を理解する。

○生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

9. いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込みます、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段階	態 様	学校の対応
PHASE I (初期) 段階 ・ 軽微ないじめ	①プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。 ②軽くぶたれる。 ③ケンカ(喧嘩)を強要される。 ④物を貸して返してもらえない。 (金銭の要求等も含む) ⑤ものをぶつけられる。 ⑥いじられ役になる。 ⑦言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑧写真・動画をネット上に勝手に掲載される。等	校内規定に準じ指導 支援を行う。
PHASE II (中期・前半期) 段階 ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化	①仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。 ②被害者が嫌がっている様子・表情が見られる。 ③窃盗(万引きの見張り役等含む)を強要される。 ④ケガ(軽度)を負わされる。 ⑤「しね」「ウザイ」などの暴力的な言葉を浴びせられる。(ネット上に書き込み等をされる。) ⑥恥ずかしい姿の写真・動画を撮影し、ネット上に掲載される。等	
PHASE III (中期・後半期) 段階 指導が困難	①明らかに「遊び」「ふざけ」「けんか(喧嘩)」の段階を越え、ケガ等を負わされる。 ②PHASE I・IIの段階で指導されたのにも関わらず、いじめが潜在化し継続している。 ③肉体的・心理的に断れない状況に追い込まれ、嫌なことを強要される。等	警察へ相談・通報
PHASE IV (末期) 段階 深刻な被害 被害者に事件かの意識有り	①治療を要するケガを負わされる。 ②執拗な金銭などの要求がある。 ③身体の危険・生命の危険を感じるほどの暴行・脅迫・その他の心身に苦痛な行為を受ける。等	警察へ通報

10. 保護者・関係機関との連携

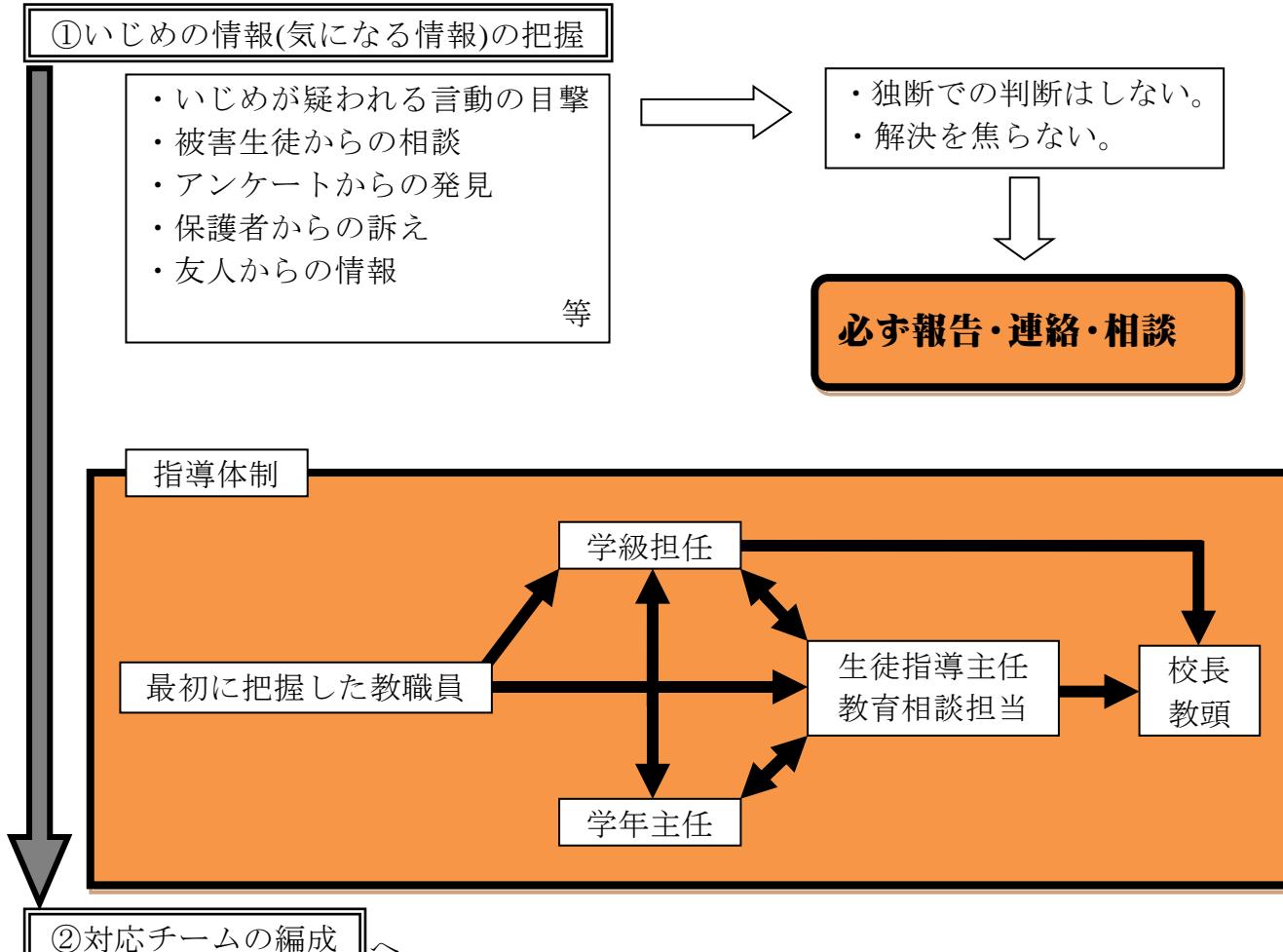
- (1) いじめ防止、解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) PTA 総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- (4) 警察等の関係機関とは日頃から関係づくりを進め、必要に応じて連絡・相談する。

11. 外部関係機関との連携・相談

- (1) 地域の交番や警察署と連絡や相談がしやすい関係づくりを進める。
- (2) 地域における生徒の様子が聴けるよう地域の自治会等と連携する。

12. いじめの発見から解決まで

- (1) 発見の具体的手立て
 - ①アンケート（定期的）
 - ②教職員間の気づき（朝夕 SHR・休み時間・昼休み・放課後・部活動時間等）を情報交換・共有化
 - ③面談（三者面談・個人面談等）
 - ④家庭の気づき（日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり）
 - ⑤相談窓口の複数化（担任・学年主任・保健室・部活動顧問・教育相談担当等）
 - ⑥生徒自身による取り組み（ホームルーム活動・生徒会・部活動等）
- (2) 発見から指導にいたる組織的対応



③対応チームの編成

校長、教頭、事務長、各部主任、各学科主任、各学年主任、
その他必要な職員（各当該学級担任及び教育相談担当等）
※事案に応じて柔軟な対応

③対応方針の決定・役割分担

- ア 情報収集、整理
- イ 対応方針の決定
 - ・緊急度の確認
 - ・事情を聴き取る際や指導時に留意すべき点の確認
- ウ 役割分担
 - ・被害生徒からの聴き取りと支援担当
 - ・加害生徒からの聴き取りと指導担当
 - ・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

④事実確認と支援・指導

- ア 事実確認（原因究明）
 - いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導
 - ・支援を行えるようにする。
 - 聴き取りは、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。

（聴き取りの際の留意事項）

- ・複数の職員で行う。
- ・先入観に陥らないよう留意する。
- ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- ・秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
- ・聴き取りを終えたら保護者に説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・被害生徒に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- ・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
- ・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返さないように指導する。
- ・必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であることを認識させる。
- ・反省期間が終了した後も、教職員との交流の中で成長を促す。

エ 生徒全体への対応

- ・被害生徒の秘密は厳守し、その上で、好ましい集団の在り方等を指導する。
- ・ホームルーム、学校の雰囲気に常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団作りに努める。

オ 保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことと、対応策を具体的に伝える。
- ・経過報告をこまめに行い、協力を得る。

(3) ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係生徒から聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や※地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」としての必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

※ 法務省の人権擁護機関である全国法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等の管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、全国法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

1 3. 重大事態への対応

早期対応による事実の確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

①重大事態の発生

(重大事態の意味について)

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日の欠席を目安とする
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

②県教育委員会が重大事態の調査主体と判断

本校が調査主体の場合

県教育委員会が調査主体の場合

- ・重大事態の調査委員会を設置
組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成
例：いじめ対策委員会
(校内委員会 + 外部委員会)
- ・事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報提供
- ・調査結果を県教育委員会に報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

- ・県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力

- ・県教育委員会からの指導・助言

1 4. 年間計画

※年3回のいじめ実態調査(必要に応じて隨時実施といじめ対策委員会を開く。)

※学校評議委員会・学校保健安全及び体力向上推進委員会についていじめに関する情報共有。

4 月	・発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修 ・いじめ防止に関するポスター（いじめ対策委員会作成）を各HR教室に掲示 ・拡大学年会（1～3学年）
5 月	・大型連休前の全体集会（新入生歓迎球技大会閉会式）で「いじめ防止対策推進法」第2条（いじめの定義）と第4条（いじめの禁止）の説明 ・いじめに関するアンケート実施（第1回目） ・いじめに関するアンケートに基づいて、管理者、教育相談担当、生徒指導部主任が学級担任と連携をとって実態把握（個人面談実施）
6 月	・教科担当連絡会にて、気になる生徒の情報交換（不定期開催）
7 月	・拡大学年会（1学年） ・第1回学校評議委員会・第1回学校保健安全及び体力向上推進委員会 ・三者面談にて「いじめ早期発見チェックリスト」を配布
9 11 月	・教科担当連絡会にて、気になる生徒の情報交換（不定期開催） ・いじめに関するアンケート実施（第2回目） ・いじめに関するアンケートに基づいて、管理者、教育相談担当、生徒指導部主任が学級担任と連携をとって実態把握（個人面談実施）
12 月	・第2回学校評議委員会・第2回学校保健安全及び体力向上推進委員会
1 3 月	・第3回学校保健安全及び体力向上推進委員会・第3回学校評議委員会 ・いじめに関するアンケート実施（第3回目） ・いじめに関するアンケートに基づいて、管理者、教育相談担当、生徒指導部主任が学級担任と連携をとって実態把握（個人面談実施） ・いじめ対策委員会（情報引き継ぎ）

1 5. 連絡機関

・糸満警察署	098-995-0110
・那覇地方法務局	098-854-7950（代表）
・中央児童相談所	098-886-2900
・沖縄県立総合教育センター（教育相談ダイヤル）	098-933-7537

1 6. 相談窓口

・24時間子供SOSダイヤル	フリーダイヤル 0120-0-78310
・子ども人権110番	フリーダイヤル 0120-007-110

※いじめに悩んだり、心配な友だちがいたら気軽に相談してみて下さい。

通話料は無料です。

教師用「いじめチェックリスト」（学校における生徒観察の視点）

場面等	観察の視点（変化に気づく）	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかけん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input checked="" type="radio"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input checked="" type="radio"/> ふざけて質問する
休憩時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input checked="" type="radio"/> 悪ふざけをすることが多い
昼食時	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人へ譲る
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人で残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられる等、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放課後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input checked="" type="radio"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input checked="" type="radio"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input checked="" type="radio"/> 反抗的な態度が増える
持ち物 服装容儀等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育技等が隠される <input checked="" type="radio"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input checked="" type="radio"/> 目立つ服装をしてくる
その他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に虐待行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input checked="" type="radio"/> 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめチェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印をつけて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いている心配である」などが有りましたら、担任又は教育相談担当に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物を無くしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることを嫌がるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号：098-998-9324

■学校のFAX番号：098-998-9326